

# あなたも「消費生活サポーター」になりませんか？

県では、地域における消費者啓発の担い手として、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のために地域で見守り活動をしていただくボランティアの方を「和歌山県消費生活サポーター」として登録し、現在約180名の方に御活動いただいております。

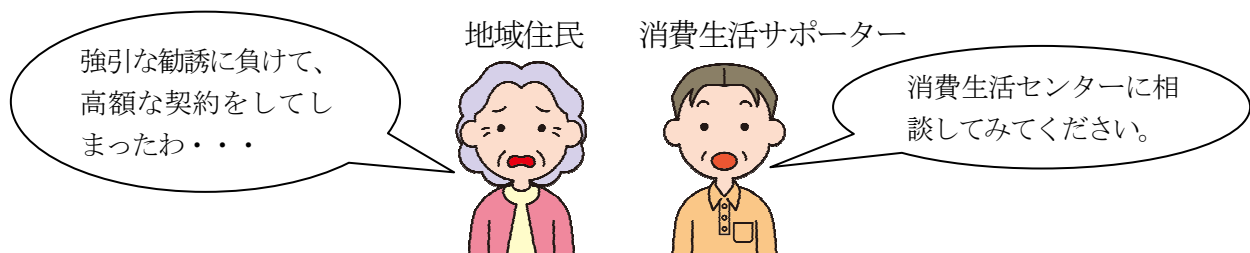
今回、新たに消費生活サポーターとして登録いただける方を募集し、下記のとおり養成講座を開催します。（※ 受講料は無料です！）

## 消費生活サポーターの主な活動は・・・

- 県及び市町村が発信する消費生活情報を地域住民に伝達する。
- 消費者トラブルに遭った可能性がある地域住民に対し、消費生活相談窓口を紹介する。
- 地域内で、消費者被害防止のための啓発活動を行う。
- 県及び市町村が実施する消費生活に関する事業に協力する。・・・など

※任期は講座終了日から平成30年3月31日まで。

※1年毎に継続の意思確認を行います。



## 記

- 1 日時**  
①平成28年2月10日（水）10：00～16：30  
②平成28年2月15日（月）10：00～16：30
- 2 場所**  
①東牟婁振興局 3階大会議室  
（新宮市緑ヶ丘2-4-8）  
②県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 12階  
（和歌山市手平2丁目1-2）
- 3 対象者** 和歌山県内在住の20歳以上の方で、消費者問題に関心があり、地域で見守り活動を行う意欲のある方
- 4 講座内容（①、②とも同じ内容です）**

- ◆特殊詐欺の現状とその対処方法（講師：和歌山県警察本部生活安全企画課）
- ◆見守り活動に係る事例発表（見守り活動関係団体）
- ◆契約の基礎知識（講師：県消費生活センター相談員）
- ◆ワークショップ「地域で消費者被害を防ぐために」（講師：県消費生活センター相談員）

## 5 申込方法

下の応募用紙に記入の上、郵送またはFAXでお申し込みください。

応募用紙は、県消費生活センターホームページ (<http://www.wcac.jp/>) からダウンロードできます。

## 6 申込期限 平成28年1月25日(月) 必着

## 7. お問い合わせ・申込先

和歌山県消費生活センター

住 所：〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階

電 話：073-433-1551

FAX：073-433-3904

# 「消費生活サポーター養成講座」申込用紙

ふりがな 氏 名		年齢	歳
住 所	(〒 )		
電話番号		FAX	
職業又は 所属団体			
受講 希望日	① 2月10日(水) ・ ② 2月15日(月) 東牟婁振興局 和歌山ビッグ愛 ※受講希望日を○で囲んでください		
応募した 動機			